

議案第 2 号

瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 2 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

学校耳鼻咽喉科医の報酬額の規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 4 1 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 学校眼科医の項の次に次のように加える。

学校耳鼻咽喉科医	年額（1 校につき）	5 0 6 , 5 2 0 円
----------	------------	--------------------

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

新	旧																		
<p>第1条から第5条 略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>学校眼科医</td> <td>年額(1校につき) 50 6,520円</td> </tr> <tr> <td>学校耳鼻咽喉科医</td> <td>年額(1校につき) 50 6,520円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>別表第2 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この条例は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	職名	報酬額	略	略	学校眼科医	年額(1校につき) 50 6,520円	学校耳鼻咽喉科医	年額(1校につき) 50 6,520円	略	略	<p>第1条から第5条 略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>学校眼科医</td> <td>年額(1校につき) 50 6,520円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 略</p> <p>別表第2 略</p>	職名	報酬額	略	略	学校眼科医	年額(1校につき) 50 6,520円	略	略
職名	報酬額																		
略	略																		
学校眼科医	年額(1校につき) 50 6,520円																		
学校耳鼻咽喉科医	年額(1校につき) 50 6,520円																		
略	略																		
職名	報酬額																		
略	略																		
学校眼科医	年額(1校につき) 50 6,520円																		
略	略																		